

かんが
考える、きっかけ。

じ ぶん か ぞく に ほん
自分のこと。家族のこと。日本のこと。



ほ ご しゃ
保護者のみなさまへ

へいせい ねん がつ どうひょうじょ どうほん こ はんい
平成28年6月から、投票所に同伴できるお子さまの範囲が
ようじ から さいみまん かた かくだい
幼児から18歳未満の方までに拡大されました。

せんきょ かぞく ちいき がっこう しょくば ひとり
選挙は、家族や地域、学校や職場などの、一人ひとりの
せいかつ しゃかい よ わたし いけん せいじ はんえい
生活や社会を良くするため、私たちの意見を政治に反映

だいひょうしゃ えら
させる「代表者」を選ぶためのものです。

とうひょう すかた こ み せんきょ はなし
ぜひ、投票する姿をお子さまに見せ、選挙について話をしてく

ださい。それが社会への関心を深めるきっかけになります。



令和元年7月21日(日) 第25回参議院議員通常選挙

※投票日当日に投票に行けない場合は、7月5日から7月20日まで期日前投票をすることができます。詳しくはお住まいの地域の選挙管理委員会から
発送される「投票所入場券」などをご覧ください。

～投票所において同伴者が従うべきルール～

- ①投票所内で投票について選挙人と相談したり、大声で騒いだりしないこと
- ②他の選挙人の投票をのぞき見ないこと
- ③同伴する選挙人から離れて歩き回ったり、また、選挙人が既に退出したにもかかわらず投票所に不必要にとどまらないこと
- ④同伴者が選挙人に代わって投票用紙に候補者名等を記載したり、投票箱に記入済みの投票用紙を代わって投函しないこと

茨城県選挙管理委員会

第25回参議院議員通常選挙
茨城県選挙管理委員会HP▶

